

静岡県の精神科病院看護職等による患者への虐待行為（暴力） に対する理事会声明

2023年1月24日
一般社団法人 日本精神科看護協会

2022年12月に静岡県の精神科病院に勤務していた看護職等による入院患者への虐待行為が複数の医療機関で発生していたことが報道されました。

本件について、精神疾患を抱え専門的な援助を必要としている患者に対する虐待行為に対し、日本精神科看護協会は下記のとおり声明を発表します。

記

私たち精神科看護にかかわる看護職（以下、看護職）は、虐待が複雑多岐に絡み合った要因で起こるものであったとしても、身体的虐待だけに限らず、すべての虐待の防止について責務を全うしなければなりません。加えて、精神保健福祉法に障がい者虐待に係る防止措置が規定され、精神障がい者への安全・安心な医療・福祉サービスの提供と権利擁護の成熟が望まれています。

私たち看護職は、虐待行為のみならず、その行為を傍観することも虐待行為となることを強く意識する必要があります。本会は本件を一部の看護職による事件と捉えず、看護職全体の倫理的課題として受け止め、意識の向上に努めていく所存です。

本会は、2021年に「精神科看護職の倫理綱領」を改正し、改めて精神科看護にかかわるすべての看護職の「社会的責任」を明示し、虐待の根絶と精神障がい者の権利擁護に取り組んできました。今後はより一層の徹底を図るとともに、虐待の根絶に向けて取り組んでいくことをここに声明します。